

令和7年度 府立学校常勤講師人権教育・授業づくり研修〔2班〕 実施要項

- 1 目的 人権が尊重された教育の実践のために、大阪府における人権教育の課題や人権を大切にした教育の在り方、学習指導要領に基づいた授業や児童生徒主体の授業づくりについて学ぶ。また、教育公務員としての基本的事項について学ぶ。
- 2 対象 府立学校で、初めて常勤講師に任じられた者(教諭経験のある者は除く)は必ず受講すること。
- 3 日時等

回	日時	主題等	講師等
1	10月2日(木) 14:00～17:00	学習指導要領に基づいた授業づくり 児童生徒主体の授業づくり 教職員の服務について [講義・演習]	大阪府教育センター 指導主事等
2	10月15日(水) 14:30～17:00	大阪府における人権教育の現状と課題 児童生徒への人権侵害の防止と対応の在り方について －いじめや虐待への対応－ 児童生徒と信頼関係を築くために －児童生徒理解－ [講義・協議]	大阪府教育センター 指導主事等

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

- 4 会場 大阪府教育センター(大阪市住吉区苅田4丁目13番23号 電話06-6692-1882)

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

- 5 その他
 - (1) 受付は30分前から。
 - (2) 来所時には、所属名・名前が入った名札を着用すること。
 - (3) 大阪府教育センターに、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。
 - (4) (受講決定後～当日) Plant で、事前連絡や課題等がないか確認すること。
- 6 担当室 人権教育研究室、高等学校教育推進室、支援教育推進室

令和7年度 府立学校常勤講師人権教育・授業づくり研修〔2班〕 シラバス

1 目的

人権が尊重された教育の実践のために、大阪府における人権教育の課題や人権を大切にした教育の在り方、学習指導要領に基づいた授業や児童生徒主体の授業づくりについて学ぶ。また、教育公務員としての基本的事項について学ぶ。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA 教職 スタンダード	共通の指標														
	I			II			III			IV			V		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第4期															
第3期															
第2期															
第1期															
第0期	○									○			○		

3 研修の主題とねらい等

回	主題	ねらい	内容	準備物・事前課題
1	学習指導要領に基づいた授業づくり	学習指導要領に基づいた授業づくりについて理解する。	講義を通して、学習指導要領の内容や学習指導要領に基づいて、どのように授業を組み立てていけばよいかについて学ぶ。	
	児童生徒主体の授業づくり	児童生徒主体の授業づくりを実践するためのポイントを理解する。	講義・演習を通して、児童生徒主体の授業とはどのようなものか、授業づくりのポイントについて学ぶ。	
	教職員の服務について	教職員の服務や児童生徒に対する人権侵害の防止と対応の在り方について理解する。	講義を通して、体罰やセクシュアル・ハラスメント等の不祥事案等から、教職員の服務と不祥事が及ぼす影響や不祥事防止のポイントについて学ぶ。	
2	大阪府における人権教育の現状と課題	人権教育に関する大阪府の基本的な考え方や人権教育の重要性について理解する。	講義を通して、大阪府における人権教育の方針や現状等を踏まえ、人権が尊重された教育について学ぶ。	事前課題 人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」、8「いじめの対応②」、「子どもの虐待①(改定版)」、9「子どもの虐待②」を読んでおく。
	児童生徒への人権侵害の防止と対応の在り方について	児童生徒への人権侵害事象への対応や未然防止の在り方について認識を深める。	講義及び研究協議を通して、教職員による児童生徒への人権侵害やいじめ・虐待といった人権侵害の防止と対応の在り方について学ぶ。	
	児童生徒と信頼関係を築くために	児童生徒に寄り添った対応、支援のために必要な児童生徒理解の重要性や観点及び児童生徒と信頼関係を結ぶことの大切さについて理解する。	児童生徒の言動の背景には様々な思いがあることを知り、児童生徒とコミュニケーションをとり、信頼関係を結ぶことの大切さについて協議する。	